

三重大学附属図書館が公開する貴重資料等デジタルデータの取扱いに関する要項

令和5年10月 6日運営委員会決定

令和6年 2月28日運営委員会改正

(趣旨)

第1条 この要項は、三重大学附属図書館貴重資料等取扱要項第4条第5項の規定に基づき、三重大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が所蔵する貴重資料等から作成しインターネット上に公開する画像データ等（以下「デジタルデータ」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要項において「デジタルデータ」には、画像データに関連するメタデータのほか、テキストデータ、動画データ、音声データ等を含むものとする。

2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「一般利用」とは、閲覧、印刷、ダウンロード、改変その他の行為で個人の範囲で行うもの及びデジタルデータへのリンク形成をいう。
- (2) 「二次利用」とは、出版物への掲載、復刻・翻刻、展示、放映、インターネット上での公開など、個人の範囲を超える利用をいう。
- (3) 「利用者」とは、デジタルデータを利用する者をいう。

(利用条件)

第3条 デジタルデータの利用は、特別な手続を経ることなく無償で行えるものとする。

2 デジタルデータの二次利用にあたっては、出典及び附属図書館所蔵である旨を明示するものとし、また改変を行った場合には、その旨を併せて明示するものとする。

3 デジタルデータのうち、基となった附属図書館所蔵資料が著作権等の保護対象であるものの二次利用は、あらかじめ附属図書館が著作権者等から了解を得た範囲内で行うものとする。ただし、当該デジタルデータを二次利用しようとする者が、改めて著作権者等から許諾を得る場合は、この限りでない。

4 附属図書館は、デジタルデータの二次利用を行った出版物等の寄贈を利用者に求めることができる。

(免責事項)

第4条 利用者がデジタルデータを用いて行う一切の行為について、附属図書館は責任を負わないものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、公開する貴重資料等デジタルデータの取扱いに関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年10月 6日から施行する。

附 則

この要項は、令和6 4月 1日から施行する。